

不服申立て事案答申第 271 号
不服申立て事案諮問第 290 号
件名：警察安全相談等・苦情取扱票の不訂正決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る令和元年 12 月 22 日付けの警察安全相談等・苦情取扱票（以下「本件保有個人情報」という。）を不訂正とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 11 月 15 日付けて行った保有個人情報訂正請求に対し、処分庁が同年 12 月 12 日付けて行った不訂正決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報訂正請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 11 月 15 日、A 警察署において、審査請求人を本人とする保有個人情報について訂正を求める保有個人情報訂正請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した（以下「本件訂正請求」という。）。

なお、当該請求書の訂正請求をする保有個人情報の内容は、

決定通知書の文書番号：生人発第〇号

決定通知書の日付：令和 5 年 11 月 6 日

文書の名称：警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号〇）

作成日 R1.12.22（継続、R1.12.29）

等と記載されており、訂正請求の趣旨は、「内容がでたらめ。そして、現在、この文書の訂正を行えるのが A 警察署（愛知県警察）のみであるため。」と記載されている。

(イ) 本件処分

令和5年11月6日付け生人発第〇号決定通知書を確認したところ、本件取扱票等は令和5年9月20日の開示請求時には、既に保存期間を満了し存在しなかったため、不開示とする決定であった。

本件訂正請求は不開示決定に対するものであったため、処分庁は、法第93条第2項の規定に基づき訂正をしない決定をし、保有個人情報不訂正決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない決定であり、訂正しないこととした理由は、審査請求人が訂正請求を求めた保有個人情報は、開示決定において不開示とされたものであり、法第90条第1項において定められる「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当しないためである。

法第90条第1項においては、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。」旨訂正請求権が定められているが、その対象となる保有個人情報は、

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
 - 二 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- に限られるとされている。

その理由として、愛知県の個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準（令和5年3月16日付け4県総第272号県民文化局長通知）では、訂正請求の対象となる保有個人情報については、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、法第90条第1項各号に掲げるものに限定されているとしている。

そして、本件訂正請求にかかる保有個人情報は、法第90条第1項各号に掲げる「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」にも、「開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定より開示を受けたもの」にも該当しないことから、訂正請求の対象とならなかつたものである。

また、本件取扱票等は、令和2年当時に審査請求人により自己情報開示請求がなされ、その後、自己情報一部開示決定通知書により審査請求人に通知されているが、本件訂正請求が当該決定通知書に対する訂正請求であったとしても、法第90条第3項に規定される訂正請求の期限である「開示を受けた日から90日以内」を超えていたため、不訂正となるものである。

(イ) このように、本件処分については、法第90条及び第93条の規定に

に基づき、訂正請求をすることができる保有個人情報に該当しないため、訂正しない決定をしたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件取扱票等の内容に誤りがあるので直してもらうように名古屋地方検察庁に言わされたということで、行政機関における保有個人情報の訂正義務が規定された法第92条を根拠に、本件取扱票等の誤りのある部分の訂正及び情報の補完を求める旨主張している。

しかしながら、訂正請求の対象となる保有個人情報については、法第90条第1項に定められたものに限定されていることから本件処分を行ったものであり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件訂正請求について

審査請求人が令和5年9月20日付けで行った本件保有個人情報の開示請求に対して、処分庁は、同年11月6日付けで保有個人情報不開示決定を行った。その後、審査請求人が同月15日付けで行った本件訂正請求に対して、処分庁は、同年12月12日付けで保有個人情報不訂正決定を行った。

(2) 本件保有個人情報の訂正の要否について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件保有個人情報については、保存期間満了により廃棄済みであったことから不存在を理由とする不開示決定をしており、法第90条第1項において定められる「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」に該当しないことから訂正をしない決定をしたとのことである。

法第90条第1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項各号に掲げるものに限るものとしており、これら各号の規定は、いずれも法による開示決定に係る保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

当審議会において本件訂正請求書に記載された決定通知書の内容を確認したところ、本件保有個人情報について不存在を理由とする不開示決定がなされていることが認められる。

よって、本件保有個人情報は、法第90条第1項に規定する訂正請求の対象とならない。

(3) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6. 6. 7	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 3. 24 (第 247 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7. 4. 21 (第 248 回審議会)	審議
7. 5. 27	答申